

平成27年2月25日開催

新庄市農業委員会第9回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年2月）議事録

1. 開催日時 平成27年2月25日（水）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	清水 清秋
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤喜代志	14番	今田 栄二
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	19番	笹 行也
20番	三原 常男	21番	齋藤 謙二

4. 欠席した委員（1名）

18番 清水 哲夫

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第35号 農地法第5条の規定による通知について
日程第 4 議案第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 5 議案第37号 農用地利用集積計画について
日程第 6 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7 報告第19号 農業者年金に関する裁定請求等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太		

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第9回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、八向地区の清水哲夫委員でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第9回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番の小嶋忠昭委員と20番の三原常男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの17件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

農地法第3条の規定による許可申請について新庄1番、2月18日に調査しましたところ、事由は詳細の通り所有権移転でございます。問題ありませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番についてですが、△△君は父の死亡により農地を相続しましたが耕作することができないため、新規就農者である△△さんと賃借権を設定するものですので、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄3番についてですが、2月18日に調査確認いたしました。事由は詳細の通りであり、適正であると判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区4番ですが、2月18日に調査しました。△△さんは離農をするために賃借権の設定をするものであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄5番も、2月18日に調査しました。事由は詳細の通り、賃借権の設定ということで問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄6番ですが2月18日に調査しました。こちらも5番同様に賃借権の設定ということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄7番、こちらも6番同様に、賃借権の設定ということで問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の8番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄8番について、2月18日に調査しました。同一世帯の親子間の贈与ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の9番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区9番について2月19日に調査いたしました。経営移譲のための使用貸借権の設定ということであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の10番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄10番について、2月18日に調査した結果、△△さんの孫に当たる△△さんとの賃借権の設定ということで問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の11番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄11番について、2月18日に調査しました。△△君は親戚関係に当たるということであり、賃借権の設定ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の12番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄12番について、2月18日に調査しました。母から子への贈与による所有権の移転ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟1番につきまして2月17日に調査確認しました。△△さんと△△さんは同一世帯の親子関係にあり、使用貸借権の設定であります。農地は適正に管理されておりますので、許可相当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟2番につきまして、2月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様、同一世帯の親子関係にあり、使用貸借権の再設定であります。農地は適正に管理されておりますので、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番について2月19日に調査確認しました。△△さんは親子で同一世帯であります。高齢による経営移譲ということで、使用貸借権を設定しようとするものでありますので、問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番について、2月18日に調査確認したところ、同一世帯であり使用貸借権の再設定でありますので問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向1番について2月18日に聴き取り調査をしたところ、経営移譲のための使用貸借権の新規の設定ということであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第35号農地法第5条の通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、萩野地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番について、2月18日に調査確認をしたところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第36号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第36号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から稲舟地区1番まで5件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、5件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番について、△△さんと△△さんは親戚関係であり、集積計画で売買をするための合意解約ですので、問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区2番について、事由は詳細の通り、問題ありませんのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区3番について、2月18日に調査いたしました。△△さんが離農するということでの合意解約であります。問題ございませんでしたのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区4番についてご報告いたします。2月18日調査した結果、事由は詳細の通り合意解約でございます。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番について報告いたします。△△さんと△△さんは農地法施行以前からの契約でしたが、今回合意解約をするということでした。問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第36号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第36号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第37号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第36号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区3番までの20件につきまして、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった所有権移転10件、賃借権設

定9件、利用貸借権移転1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第37号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第37号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第19号農業者年金に関する裁定請求等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第19号農業者年金に関する裁定請求等の確認について、新庄地区1件、萩野地区1件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第19号農業者年金に関する裁定請求等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第19号農業者年金に関する裁定請求等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年2月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 小嶋 忠昭

議事録署名委員 三原 常男